

【松本市差別撤廃人権擁護審議会】について （概要）

1 審議会の設置について（根拠条文）

『差別をなくし多様性を認め合うまちまつもと条例』

第9条 市長の諮問に応じ、差別の撤廃及び人権の擁護に関する総合的な施策について調査審議する機関として、松本市差別撤廃人権擁護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会の委員は、20人以内で組織し、その任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審議会委員の区分

『松本市差別撤廃人権擁護審議会規則』

第2条 審議会の委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 公募者（本市に住所を有する者に限る。）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 審議会開催目的

- (1) 市長の諮問への審議・答申
- (2) 市人権施策の協議
- (3) 人権施策等の情報提供及び研修の場と位置づける。

※「市人権施策の協議」については、市内各課にて取り組んでいる具体的な人権関連施策を、事前に委員に報告し、現状及び今後の計画への提言を求め、関係課は今後の施策への反映を検討します。

4 本年度審議会 次第

議事

- (1) 松本市犯罪被害者等支援条例の施行状況について
- (2) 松本市人権関連施策について
（令和5、6年度事業実績）
- (3) 質問・提言事項への回答
- (4) その他